北海道開発局は、

電子申請を推進

している。

電子申請の種類

1 共有メール

2 道路占用システム

※詳細は裏面をご確認ください。

電子申請のメリット

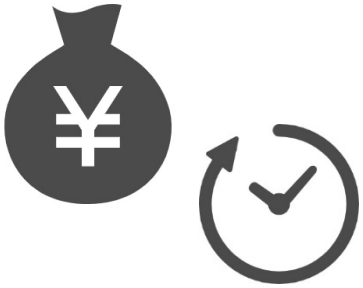

窓口へ行く時間や
交通費を削減

２４時間いつでも
申請可能

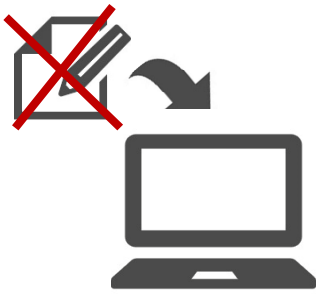

書類を手書きする
手間を省力化

詳しくは北海道開発局ホームページでご確認ください。

国土交通省　北海道開発局

Hokkaido Regional Development Bureau

北海道開発局では、河川、道路及び海岸保全区域における占用申請等は、電子申請を推進しています。

電子申請の種類

種類	利用対象となる方	留意点など
共有メール ※1	北海道開発局が所管する河川、道路及び海岸保全区域における占用等の申請手続きを行う方	データ容量（上限）は１通２０ＭＢです。※2
道路占用システム	道内の国道について、道路法に関する占用等の申請手続きを行う方	ユーザー登録（ID）が必要です。

※１　共有メールのメールアドレスは各事務所等毎に異なりますのでご注意ください。
　　メールアドレスについては、北海道開発局ホームページに掲載しております。
※２　共有メールで送信可能なデータ容量は１通２０ＭＢが上限となりますので、２０ＭＢを超過する場合は、事前に各事務所等までご連絡ください。

対象となる手続き

北海道開発局が所管する河川、道路及び海岸保全区域における許認可等の申請や届出に使用できます。

電子申請のメリット

（１）２４時間、いつでも申請を行うことができます。
（２）窓口へ出向く時間や交通費などのコストを削減できます。
（３）申請書等の書類を手書きする手間を削減できます。

お問合せ先

電子申請についてご不明な点がある場合は、申請先の河川、道路及び海岸保全区域を管理している各事務所等までお問合せください。